

第2次美里町総合計画・美里町総合戦略 第3期基本計画

討 議 要 綱

【保健医療福祉編】

新しい大好きを

心、わきたつ美の里へ

令和7年7月29日

目次

はじめに	1
第3編 保健・医療の充実	2
施策8 生活習慣病などから住民を守るための保健活動の推進	2
8-1 施策の目的	2
8-2 現状と課題	2
8-3 施策の展開	2
8-4 施策の指標	3
8-5 施策の主な取組（関連する事務事業）	3
施策9 健やかな母子保健活動の推進	4
9-1 施策の目的	4
9-2 現状と課題	4
9-3 施策の展開	4
9-4 施策の指標	5
9-5 施策の主な取組（関連する事務事業）	5
施策10 救急・広域・地域医療体制の整備	6
10-1 施策の目的	6
10-2 現状と課題	6
10-3 施策の展開	6
10-4 施策の指標	6
10-5 施策の主な取組（関連する事務事業）	7
施策11 医療サービスの提供と公立病院経営の両立	8
11-1 施策の目的	8
11-2 現状と課題	8
11-3 施策の展開	8
11-4 施策の指標	9

1 1 - 5 施策の主な取組（関連する事務事業）	9
第4編 福祉の充実	10
施策1 2 高齢者が安心して暮らすための対策	10
1 2 - 1 施策の目的	10
1 2 - 2 現状と課題	10
1 2 - 3 施策の展開	11
1 2 - 4 施策の指標	11
1 2 - 5 施策の主な取組（関連する事務事業）	12
施策1 3 地域で支え合う社会の充実	13
1 3 - 1 施策の目的	13
1 3 - 2 現状と課題	13
1 3 - 3 施策の展開	13
1 3 - 4 施策の指標	13
1 3 - 5 施策の主な取組（関連する事務事業）	14
施策1 4 障害のある方が安心して暮らせる地域づくりの推進	15
1 4 - 1 施策の目的	15
1 4 - 2 現状と課題	15
1 4 - 3 施策の展開	15
1 4 - 4 施策の指標	16
1 4 - 5 施策の主な取組（関連する事務事業）	16

はじめに

日本の保健・医療・福祉を取り巻く環境は、超高齢化社会の進展により、地域格差の拡大、社会保障費の増大、そして人材不足といった深刻な課題に直面しています。2025年には団塊の世代が75歳以上となり、また、2040年には団塊ジュニア世代が高齢者層に突入することから、医療・介護ニーズの急増が見込まれ、従来の制度では支えきれないことが懸念されます。

本町においても、こうした社会的潮流と同様の課題が顕在化しており、全ての住民が健康で安心して暮らせる地域社会の実現に向け、住民一人一人が自らの健康や生活に主体的にかかわることが重要となっています。

健康づくりの推進については、「自分の健康は自分で守る」という意識を持ち、日常的に健康管理に取り組めるよう、健康診査、各種検診等を実施しています。特に、多様化するライフスタイルにより、若い世代の生活習慣病の患者数が増加傾向にあることから、早急な対応が求められています。

母子保健については、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を提供し、安心して子どもを産み育てられる環境を整える必要があります。子育て支援体制の強化を通じて、未来を担う子どもたちの健やかな成長を支える取組が求められています。

医療提供体制については、地域における医療の安心を守るため、町立南郷病院を軸としながら、近隣市町や医療機関との連携を深め、地域全体で支え合う体制を整えていくことが求められます。あわせて、救急対応や在宅医療の充実を図り、誰もが「必要なときに必要な医療」を受けられる安心の仕組みづくりを進めていきます。

高齢者福祉については、介護予防の取組強化により健康寿命を延ばすことが重要です。また、地域での見守り活動や高齢者の社会参加を促す取組をとおして、高齢者が地域の中で役割を持ち続けられるよう支援する取組が求められています。

地域福祉については、地域のつながりが希薄になる中、孤立や支援の届きにくさといった課題が生じています。地域福祉活動への理解促進と担い手の確保が求められています。

障害者福祉については、障害への理解促進、バリアフリーのまちづくり、就労支援、地域との交流の場の提供などを通じて、障害のある方の自立した生活を支える取組が求められています。

このように、本町は多岐にわたる課題に直面しながらも、それぞれの分野で着実に取組を進めていく必要があります。本稿は、令和8年度から令和12年度までの5か年度の本町の「保健・医療政策」と「福祉政策」の展開を考えるための視点・論点を整理したものであり、第2次美里町総合計画・美里町総合戦略の第3期基本計画を策定するための考え方や方向性を示したものです。

本町が目指す将来像の実現に向けた施策の展開が求められています。

第3編 保健・医療の充実

少子高齢化の更なる進展や人口の減少といった人口構造の変化により、地域保健を取り巻く状況は、大きく変化しています。生活習慣病等の増加、新興・再興感染症の感染拡大をはじめとする健康危機に対し、取組を着実に推進することが必要となります。また、地域の医療体制の維持向上には、医療機能の分化と連携強化の取組が必要です。地域ごとの医療ニーズを把握し医療提供体制の最適化が求められています。

施策8 生活習慣病などから住民を守るための保健活動の推進

8-1 施策の目的

施策の目的	住民一人一人が自らの健康を守れるよう、自分の健康に関心を持ち、行動できる住民を増やします。
-------	---

8-2 現状と課題

- ① 本町における死亡原因は、心疾患及び脳血管疾患等の疾病が高い割合となっており、住民の命を守るための取組を行っていかねばなりません。
- ② 各種がん検診事業の受診率については、10%から30%台で推移しており、全体的に低下傾向にあります。節目年齢者の受診率は堅調に推移していますが、それ以外の年代の受診率が低く、未受診者への受診啓発が重要となります。また、検診受診後の精密検査を受診しない方がおり、フォローアップが課題となっています。
- ③ 宮城県の内臓脂肪症候群の該当者及び予備群の割合については、平成20年度から15年連続して全国ワースト3位以内であり、本町は宮城県平均値より高い状況にあることから、生活習慣病の予防対策を実施し、健康増進と健康寿命の延伸に努めなければなりません。
- ④ 生活習慣病等を予防するためには、住民が主体的に健康づくりに取り組むことが重要です。生活習慣及び食生活の改善について普及・啓発を図る必要があります。
- ⑤ 高齢者の健康診査については、個別の健康相談の実施や受診勧奨の啓発活動により、受診率は微増の傾向にあります。更なる受診率の向上に向け取組を充実させる必要があります。また、高齢者の身体的、精神的及び社会的な活力を維持し、健康寿命を延ばすフレイル予防の重要性が高まっています。
- ⑥ 高齢者については、加齢による免疫力の低下や慢性疾患へのり患により、感染症に対するリスクが高まります。感染症の発症予防や重症化を予防するため、定期的な予防接種が必要です。

8-3 施策の展開

- ① 住民の命を守るために健康診査や各種検診の受診率を高め、早期発見・早期治療につなげていく必要があります。定期的な健康診査、がん検査の重要性や早期発見・早期治療のメリットの情報発信を行います。また、関係機関と連携し精密検査該当者のフォローアップに努めます。

- ② 住民の健康に対する意識を高め、各種検診の受診率を向上させる取組を推進します。未検者検診を実施し受診機会を拡大するとともに、対象者の年齢や性別を踏まえた最適な情報発信手段を検討します。
- ③ 若い世代の住民を中心に、生活習慣病や内臓脂肪症候群に着目した健康診査を実施し、生活習慣病を早期発見し、必要な保健指導や受診の勧奨を行います。
- ④ 住民が生涯をとおして健康で自立した生活を送れるよう、健康づくりや食育の学習機会の提供を行うとともに、健康に関する相談体制の充実を図り、住民が主体的に取り組める健康づくりを支援します。
- ⑤ 高齢者の健康診査の受診率向上に向けた啓発活動を行います。また、健康診査等のデータベースを活用することで、健康課題を分析し、健康教育や健康相談につなげるとともに、フレイル予防の取組を推進します。
- ⑥ 高齢者の円滑な予防接種体制を整備し、インフルエンザ、肺炎球菌等の予防接種を実施します。また、新型コロナウイルス感染症については5類感染症に移行しましたが、高齢者にとっては依然として注意が必要であることから、継続した予防接種に取り組めます。

8-4 施策の指標

施策の 主な取組	
対象	
指標名	
R12 目標	

8-5 施策の主な取組（関連する事務事業）

取組名
① 疾病の早期発見・早期治療につなげる取組（各種検診事業）
② 生活習慣病を予防する取組（健康診査事業）
③ 住民の主体的な健康づくりを支援する取組（健康づくり・食育推進事業）
④ 高齢者の健康寿命延伸を支援する取組（後期高齢者健康診査事業、高齢者等予防接種事業）

施策9 健やかな母子保健活動の推進

9-1 施策の目的

施策の目的	全ての子どもたちが健やかに成長できるよう、切れ目のない支援を行います。
-------	-------------------------------------

9-2 現状と課題

- ① 女性の社会進出、子どもを取り巻く環境が変化し、それぞれの家庭や養育者が抱える悩みや相談内容が多様化しており、母子健康手帳の交付時の面談や乳幼児健診は、成長発達や子育てに関する親子の相談に応じる機会となっています。本町では、令和7年度から「こども家庭センター」を設置し、全ての妊産婦、子ども、子育て世帯等に対する一体的な支援を行っています。各関係機関の連携した取組が必要です。
- ② 家族構成や地域環境によって育児の状況は様々であることから、基本的な知識や情報の不足などにより、子育てに対する悩みを抱え込む傾向があります。
- ③ 少子化や晩婚化の進行に伴い不妊治療の必要性が増しています。治療費については公的医療保険の対象となり経済的負担の軽減が図られましたが、引き続き不妊に悩む方への寄り添った支援が求められています。
- ④ 乳幼児の予防接種については、予防接種法に基づく定期予防接種と重症化予防を目的とした任意予防接種を実施していますが、定期予防接種率は100パーセントには至っていません。

9-3 施策の展開

- ① 妊婦健康診査の実施、乳幼児健康診査、育児相談や新生児訪問等の個別訪問を行います。また、こども家庭センターと関係機関の連携強化を図り、支援が必要な家庭について情報を共有し、相互の連携の下に迅速で適切な対応を行っていきます。
- ② 産後ケア事業や親と子のこころの相談による母子とその家庭に対する一体的支援を通じて、子育ての不安解消を図ります。
- ③ 不妊に悩む方の負担の軽減を図ります。適切な時期に治療を開始できるよう、相談体制の充実と各種支援制度の情報発信の強化を図ります。
- ④ 乳幼児が円滑に予防接種を受けられるよう接種体制を整備します。定期予防接種の接種率を向上させるため、接種の必要性について、啓発活動の強化を図ります。

9-4 施策の指標

施策の 主な取組	
対象	
指標名	
R12 目標	

9-5 施策の主な取組（関連する事務事業）

取組名
① 母子とその家庭を支援する取組（母子保健事業）
② 乳幼児の健やかな成長を支援する取組（予防接種事業）

施策10 救急・広域・地域医療体制の整備

10-1 施策の目的

施策の目的	救急医療、広域医療及び地域医療体制の確保を図ります。
-------	----------------------------

10-2 現状と課題

- ① 令和5年10月に、大崎地域1市4町の持続可能な医療提供体制の実現を図ることを目的に「大崎地域の医療提供体制の確保に係る連携協約」を締結しました。大崎市民病院本院は基幹病院として、高度急性期と救急医療に特化した役割を担っています。また、本町は石巻市にも隣接していることから、医療圏域を越えて石巻赤十字病院との連携体制も重要となっています。
- ② 初期救急医療は、平日日中は各かかりつけ医での対応のほか、休日日中は遠田郡医師会の協力を得て在宅当番医制度により、夜間については近隣する大崎市及び石巻市に所在する夜間急患センターで対応しています。
- ③ 二次救急医療は、救急告示医療機関と病院群輪番制医療機関で対応していますが、近隣市町においても医療資源は限られており、地域全体で連携を強化していく必要があります。
- ④ 重篤患者に対応する三次救急医療は、近隣する大崎市及び石巻市に所在する救命救急センターで対応していますが、二次及び三次救急医療機関に、軽症患者が直接受診する状況にあり、高次救急医療に支障を来す可能性が指摘されています。

10-3 施策の展開

- ① 令和8年度中に大崎市民病院本院敷地内に地域医療連携拠点施設が整備される予定です。初期、二次、三次ともに住民の病状に応じた救急医療体制を確保するためには、今後、限られた医療資源を地域全体で効率的に活用する重要性が高まると考えられるため、更なる連携強化を図ります。
- ② 救急医療機関の適切な利用について啓発し、救急医療体制の維持に努めます。

10-4 施策の指標

施策の 主な取組	
対象	
指標名	
R12 目標	

10-5 施策の主な取組（関連する事務事業）

取組名
① 救急医療体制を維持する取組（休日夜間医療対策事業）

施策 1 1 医療サービスの提供と公立病院経営の両立

1 1 - 1 施策の目的

施策の目的	不採算地区における医療サービスの提供を継続するとともに、公立病院経営の安定化を推進します。
-------	---

1 1 - 2 現状と課題

- ① 令和 7 年 4 月 1 日現在における本町の医療機関（歯科診療所を除く）は、町立南郷病院のほか、病院 1 か所、医院 8 か所があり、その所在地は、9 施設が小牛田地域にあり、南郷地域には、町立南郷病院のみとなっています。
- ② 令和 5 年 10 月に、大崎地域 1 市 4 町の持続可能な医療提供体制の実現を図ること目的に「大崎地域の医療提供体制の確保に係る連携協約」を締結しました。町立南郷病院は、大崎市民病院本院を基幹病院とし、基幹病院の後方支援を行う構成病院の役割を担うこととなりました。
- ③ 町立南郷病院の診療科目は、内科、外科、小児科、整形外科、眼科の 5 つとなっており、小児科は週に 1 日、整形外科は月に 2 日、眼科は 2 か月に 1 日の診療体制となっています。
- ④ 南郷地区は医療資源が乏しく、いわゆる不採算地区であり、無医村化を避けるためにも医療提供体制の維持が不可欠です。町立南郷病院は、基幹病院の後方支援を担う構成病院としての役割を果たしており、一般会計からの支援を受けながら経営を継続しています。
- ⑤ 診療圏域内の人口減少が進み、町立南郷病院の経営環境は厳しさを増しています。今後も「身近なかかりつけ医」であり続けるため、持続可能な運営と信頼される医療の提供に向けた取組が求められます。

1 1 - 3 施策の展開

- ① 医療機関を地域全体の貴重な社会資源ととらえ、町内外の医療機関との役割分担と連携を強化し、診療科の維持・確保を図ります。特に、専門医の派遣や遠隔診療の導入も視野に、持続可能な診療体制の構築を目指します。
- ② 町立南郷病院では「大崎地域の医療提供体制の確保に係る連携協約」に基づき、基幹病院の後方支援機能として、回復期機能と慢性期機能を担うとともに、生活習慣病の予防と治療、プライマリケア、可能な限りの二次救急、ターミナルケア、要介護者の支援等、地域密着型医療を提供します。さらに、急性期治療後の回復期患者を受け入れ、在宅復帰に向けた支援や在宅医療の提供を行います。
- ③ 町立南郷病院の診療科目を可能な限り維持・充実させるため、関係医療機関に対し継続的に医師派遣要望を行います。
- ④ 現在の町立南郷病院の病床機能や病床数等について、地域の医療ニーズに即したものとなっているか、過不足のない適切な規模、質・量となっているかなどを検証し、必要に応じて見直しを行います。
- ⑤ 人口減少と不採算構造による厳しい経営環境を踏まえ、町として経営の効率化や財源確保に向けた方策を検討します。診療報酬の適正算定、施設管理の効率化、地域との連携による予防医療の推進な

ど、住民が安心して医療を受けられるよう、医療提供体制の維持・向上に取り組めます。

1 1 - 4 施策の指標

施策の 主な取組	
対象	
指標名	
R12 目標	

1 1 - 5 施策の主な取組（関連する事務事業）

取組名
① 町立南郷病院の医療提供体制の維持向上を図る取組

第4編 福祉の充実

日本の高齢化は世界でも類を見ない速度で進行しています。高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化、推進が求められています。

地域でのふれあいや交流する機会が減少する中で、地域福祉活動を推進していくためには、支え合い・助け合いを基盤とした地域社会の形成が必要です。行政と住民が連携し、より良い福祉社会の実現を推進していく必要があります。

障害のある方が自立した生活を営むためには、就労支援や生活支援が重要です。障害のある方の雇用促進に向けた支援が必要とされています。また、障害者差別解消法の改正により、障害のある方への合理的配慮が義務化され適切な対応が求められています。

施策12 高齢者が安心して暮らすための対策

12-1 施策の目的

施策の目的	高齢者がいつまでも地域の中で望む生活を送ることができるよう、地域包括ケアシステムを推進します。
-------	---

12-2 現状と課題

- ① 国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（令和5年推計）」によると、2040年の65歳以上の高齢者人口は約3,900万人と推計されています。本町においては、高齢者の総数は減少傾向で推移する一方で、高齢化率の上昇が見込まれます。また、長期的に見ると、85歳以上の高齢者の増加に伴い、要介護・要支援認定者数が増加することが予測されます。
- ② 高齢者が住み慣れた地域で生き生きと自分が望む生活を送るためには、介護予防事業や重症化予防事業を展開することにより、心身の機能を維持しながら、その状態に応じて地域で活躍することや役割を発揮できることが大切です。また、適切なサービスの利用や社会参加などの活動により、生活の質を高め、結果として要介護状態になることを遅らせることが可能となります。
- ③ 高齢者が自立した生活を送るために地域住民のつながりを強化し、地域の実態把握、相談業務、医療・介護の関係機関とのネットワークの強化等、在宅での生活を支える取組の充実が求められています。また、介護、予防、生活支援等の各種サービスが一体的に提供される必要性が高まっています。
- ④ 高齢者や認知症がある人への偏見がなく、その人が望む生活を本人と本人にかかわる人がともに考えられるよう、認知症の正しい理解や権利を守ることの啓発、相談支援体制の充実が求められています。
- ⑤ 住み慣れた地域で自立した生活を送るためには、住民同士が支え合うとともに、地域との交流から、日常生活の活動量を維持する等、介護予防を意識した主体的な取組が大切になります。

⑥ 地域の高齢者の活動拠点となる施設の老朽化が進行しており、施設維持が困難となっています。

12-3 施策の展開

- ① 住民主体の介護予防活動の体制づくりを推進します。介護予防の重要性の啓発活動を行うとともに、リハビリテーション専門職と連携し、自立支援につながるフレイル予防、介護予防活動の地域展開を図ります。また、住民一人一人が介護予防に関する正しい知識を学び、主体的な健康づくりを推進する一方、地域において介護予防活動を支えることのできる人材である「介護予防サポーター」を養成することにより、地域全体で支え合う体制の強化と取組の充実を図ります。
- ② 介護給付の適正化を推進します。介護給付の適正化に向けた主要事業である「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」及び「縦覧点検・医療情報との突合」の3事業を今後も継続して実施していきます。持続可能な介護保険制度を構築するためには、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なとする過不足ないサービスを事業者が的確に提供を行う必要があります。
- ③ 在宅生活の体制づくりを推進します。地域包括支援センターが、医療・介護の関係機関や地域住民とのネットワークを構築することで、多様な機関が連携して在宅での生活を支えられるよう支援します。
- ④ 認知症への理解促進を推進します。認知症になっても、一人一人ができること・やりたいことがある、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという「新しい認知症観」を普及・啓発します。また、幅広い世代に認知症を正しく理解してもらうための認知症サポーター養成や、権利を守るための関係機関との連携・相談支援体制の充実を図ります。
- ⑤ 元気な高齢者が、様々な形での支え合い活動に気軽に参加できる仕組みや農業など就労を通じた社会参加の仕組みを関係機関と連携し検討していきます。また、地域活動への参加を促進し、誰もがかわりやすい環境を整えるため、住民同士が協力・連携しながら地域課題の解決に取り組む人材「くらしのサポーター」の養成を進め、地域力の向上を図ります。
- ⑥ 高齢者の施設利用状況を踏まえ、施設の今後のあり方について検討を行います。

12-4 施策の指標

施策の 主な取組	
対象	
指標名	
R12 目標	

12-5 施策の主な取組（関連する事務事業）

取組名	
①	住民主体の介護予防活動を支援する取組（一般介護予防事業）
②	介護給付の適正化を図る取組（介護予防・生活支援サービス事業、介護予防ケアマネジメント事業）
③	在宅生活を支援する取組（配食サービス事業、高齢者等あんしん見守り支援事業、高齢者紙おむつ等支給事業）
④	認知症の当事者・家族を支える取組（包括的支援事業）
⑤	高齢者のコミュニティの活発化を支援する取組（生活支援体制整備事業）

施策 1 3 地域で支え合う社会の充実

1 3 - 1 施策の目的

施策の目的	住民がお互いに支え合うことができる地域福祉社会を目指します。
-------	--------------------------------

1 3 - 2 現状と課題

- ① 少子高齢化や核家族化が進み、地域でのふれあいや交流する機会が減少しつつあります。地域福祉を推進する上で、住民同士の交流や地域活動などによる支え合い・助け合いを基盤とした地域社会の形成は必要不可欠であり、誰もが地域社会の担い手として、主体的な活動を実践できる環境づくりが求められています。
- ② ひきこもり、子どもや高齢者に対する虐待、生活困窮者への対応など、生活課題が多様化・複合化しています。対象別によるサービス提供のみでは解決が困難となっている現状を踏まえ、多様な主体により横断的に連携・協働し解決につなげることが重要となっています。
- ③ 近年、大型の台風発生による暴風被害や水害、大規模地震等の自然災害が多発していることから、災害時に自ら避難することが困難な高齢の方、障害のある方を把握し、関係機関と連携しながら地域全体で支援することが必要とされています。

1 3 - 3 施策の展開

- ① 地域福祉に関する情報等の広報・啓発に努めるとともに、美里町社会福祉協議会をはじめとした各種福祉関係団体との連携強化を図り、人材育成等の取組を支援することで、多様な交流の機会や地域福祉活動への参加を促進します。
- ② 地域住民の身近な存在である民生委員・児童委員の活動のサポートや、行政区・自治会、地区社協等との情報共有をとおして地域における生活課題を把握し、必要な支援を総合的に提供できる体制づくりを進めます。
- ③ 水害や地震等の各災害時における避難行動、要支援者ごとの個別計画の見直しを行い、要支援者個々の状況に応じた計画の作成を進めるとともに、支援者、関係機関と連携した避難支援体制の構築に努めます。

1 3 - 4 施策の指標

施策の 主な取組	
対象	
指標名	
R12 目標	

1 3 - 5 施策の主な取組（関連する事務事業）

取組名
① 地域福祉活動の担い手育成を支援する取組（社会福祉関係団体育成事業）
② 社会的弱者等に寄り添う活動を支援する取組（民生調査員設置事業）
③ 災害時の避難行動を支援する取組（避難行動要支援者名簿作成事業）

施策14 障害のある方が安心して暮らせる地域づくりの推進

14-1 施策の目的

施策の目的	障害の有無に関係なく、共に支え合い「生き生き」と暮らせる共生社会を目指します。
-------	---

14-2 現状と課題

- ① 障害のある方が地域の一員として安心して暮らせる共生社会を目指し、施策の推進に取り組んでいます。令和6年4月に障害者差別解消法が改正され、事業者においても合理的配慮の提供が義務化されました。障害特性への正しい理解や知識を深める取組が求められます。
- ② 障害福祉サービスに対するニーズが多様化しています。必要な支援を受けられるよう、利用者のニーズに合ったサービスの質・量の確保が必要です。
- ③ 障害のある方がそれぞれの能力や個性を発揮し、自らの生き方や暮らし方の選択が広がるよう、雇用や社会参加に関係する機関が相互に連携した支援体制が求められます。
- ④ 地域で安心して生活し社会参加を行うためには、生活基盤の整備が不可欠です。地域の生活環境において感じる様々な「暮らしにくさ」を見直していく必要があります。
- ⑤ 障害や発達に課題のある子どもの早期発見と早期支援が必要です。子どもの発達段階や一人一人の特性に応じて、保健や児童福祉、教育、医療等の関係機関と連携して、相談支援や療育支援の充実が求められています。

14-3 施策の展開

- ① 障害のある方が日常生活及び社会生活を送る上で生じる「社会的障壁」に対する理解をより深めるため、住民に対する研修会を実施しています。今後は、住民に対する取組とともに、町内事業者への啓発活動を展開します。
- ② 相談支援は地域で安心して暮らすための支援の要です。個々のニーズを的確に把握し、状況に応じた適切な支援につなげていくよう関係機関と連携し取り組みます。
- ③ 個々の特性に応じた日中の活動の場や就労の場を確保します。関係機関との連携を図り地域社会への参画機会を確保します。
- ④ 障害のある方の生活環境の充実に努めます。社会参加を支える移動支援を行うとともに、社会基盤整備の際のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化に取り組みます。
- ⑤ 療育支援については、乳幼児期から保護者を対象とした研修会及び相談支援教室を開催し、障害児とその保護者に対する早期支援を図ります。ライフステージに応じた切れ目のない支援と保健、医療、福祉、保育及び教育と連携した支援を行います。

14-4 施策の指標

施策の 主な取組	
対象	
指標名	
R12 目標	

14-5 施策の主な取組（関連する事務事業）

取組名
① 障害への理解を深める取組（理解促進研修・啓発事業）
② 障害のある方のニーズに合ったサービス支援の取組（障害者相談支援事業）
③ 障害のある方の自立を支援する取組（日中一時支援事業）
④ 障害のある方の生活環境を充実する取組
⑤ 障害のある子どもの健やかな成長を支援する取組（早期療育指導訓練事業）

